

大川広域行政組合会計管理者補助組織設置規則

〔平成16年 3月24日〕
規則 第 5 号改正 平成19年 3月29日規則第 1号 平成19年 3月29日規則第 8号
平成22年 3月25日規則第 2号

(係の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第5項の規定により、会計管理者の権限に属する事務を処理するため、大川広域行政組合内に出納係を置く。

(出納係の事務)

第2条 出納係は、会計管理者の権限に属する事務のほか、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 支出負担行為の確認に関する事。
- (2) 調定通知書の審査に関する事。
- (3) 支出命令書の審査に関する事。
- (4) 決算の調製に関する事。
- (5) 現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管に関する事。
- (6) 小切手の振出しに関する事。
- (7) 有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関する事。
- (8) 現金及び財産の記録管理に関する事。
- (9) 指定金融機関に関する事。
- (10) 歳入歳出外現金の出納及び管理に関する事。
- (11) 一時借入金に関する事。
- (12) 物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関する事。
- (13) 会計管理者の事務引継に関する事。
- (14) 公印の管理に関する事。
- (15) 基金に関する事。
- (16) 寄附金に関する事。
- (17) 大川広域行政組合公金管理運用委員会に関する事。
- (18) 出納係の庶務及び他の係との連絡調整に関する事。

(職員)

第3条 出納係に係長その他必要な職員を置く。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規則第1号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規則第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日規則第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。